

都道府県 S R 経営労務センター会長（理事長） 殿
（関係 7 都道府県）

全国社会保険労務士会連合会
会 長 大 西 健 造
（公 印 省 略）

**民間団体を活用した 66 歳以上への継続雇用延長、65 歳以上への定年引上げ等の提案
業務に関するご協力のお願いについて**

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当連合会の事業運営にご協力賜り厚く御礼申し上げます。

当連合会では、社会貢献に関する事業として、厚生労働省等からの事業を受託・実施しており、本年度は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構より「民間団体を活用した 66 歳以上への継続雇用延長、65 歳以上への定年引上げ等の提案業務」を受託し、実施しているところです。

本事業は、生涯現役社会を実現していくため、66 歳以上への継続雇用延長または 65 歳以上への定年引上げを事業主に提案することにより、各事業主における自主的な検討の実施等の取組みを促進することを目的としております。

つきましては、該当都道府県社会保険労務士会会員あてに再度同業務への協力依頼文書を送付いたしましたので、貴職におかれましても、貴センター所属会員向けに周知等のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

謹 白

（担当：業務部 研修・事業課）

民間団体を活用した66歳以上への継続雇用延長、65歳以上への定年引上げ等の提案業務実施要領

平成30年11月
全国社会保険労務士会連合会

1. 事業内容

本事業は、連合会が独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）の委託事業として受託しているものです。本事業は、生涯現役社会を実現していくため、66歳以上への継続雇用延長または65歳以上への定年引上げを事業主に提案することにより、各事業主における自主的な検討の実施等の取組みを促進することを目的としております

2. 実施時期

平成31年3月31日までとします。

※訪問予定事業主のリストアップは平成30年12月6日（木）まで、
事業主への訪問は平成31年1月31日（木）までをお願いします。

3. 提案業務従事者の業務

(1) 訪問予定事業主のリストアップ（様式第1号）

※企業数に上限はございません。

※機構でも同事業を展開しており、機構の訪問先と重複がないか確認させていただきます。

(2) 訪問予定事業主への訪問アポイント等

(3) 訪問先事業主の現状把握、及び高齢従業員の活用状況等を踏まえたうえで、「66歳以上への継続雇用延長」又は「65歳以上への定年引上げ」について様式第3号を用いた提案（郵送による提案は不可）（様式第3号）

(4) 提案内容が実施困難な訪問先事業主には理由等のヒアリングを実施し報告書（様式第4号）の作成

(5) 相談記録簿（様式第2号）の作成

(6) 提案業務実施後、毎月定められた期日までに報告書等を連合会に郵送

4. 訪問予定事業主の対象について

(1) 定年年齢が65歳未満である事業主又は高年齢雇用確保措置にかかる継続雇用の上限年齢が65歳以下である事業主であること。

(2) 従業員が31人以上の規模であること。

(3) 主たる事業所が北海道、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府、兵庫県、福岡県のいずれかに所在する事業主であること。

(4) 関与先事業主が望ましいこと。（訪問及び提案が行えるのであれば、顧問先以外でもさしつかえございません。）

5. 業務報告等

提案業務従事者は、提案業務実施後、毎月定められた期日までに連合会に様式第1号～4号を連合会に郵送すること。

6. 謝金

提案業務に関する謝金は1社15,000円（源泉税込）お支払いいたします。提案企業への交通費は本謝金に含むものとします。

但し、様式第4号の作成が生じた場合、別途3,000円（源泉税込）をお支払いいたします。

1社当たり支払額

謝金額	源泉税	支払額
¥15,000	¥1,531	¥13,469

また、謝金のお支払いに際しては、銀行口座、個人番号の情報を連合会にお送りいただくこととなりますが、これらの送付に関する郵送費用についても、謝金に含むものとし、各自でご負担いただくこととなりますので、ご了承ください。

7. 問い合わせ先

全国社会保険労務士会連合会

業務部 研修・事業課 委託事業担当

Mail : sr-jimukyoku@shakaihokenroumushi.jp

TEL : 03-6225-4870 FAX : 03-6225-4871